

流山市の給与・定員管理について

給与・定員管理等の公表は、『「地方公共団体における職員給与等の公表について」の一部改正について』（令和7年3月10日総行給第9号）の様式記載要領などに準じて掲載しているものです。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

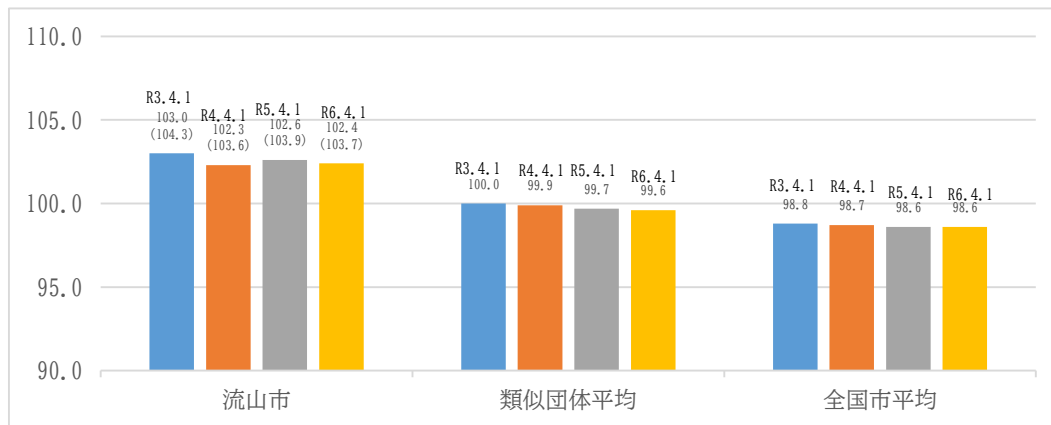
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 (千円) A	実質収支 (千円)	人件費 (千円) B	人件費率 (%) B/A	(参考) 令和4年度の人件 費率 (%)
流山市	210,733	90,498,803	2,363,965	10,740,603	11.9%	13.4%
我孫子市	131,286	45,514,158	720,848	8,340,523	18.3%	16.1%
野田市	153,815	58,022,354	1,052,883	9,208,686	15.9%	16.1%
柏市	435,529	152,554,887	4,893,475	25,135,810	16.5%	16.3%
松戸市	498,222	185,310,752	6,019,338	28,298,445	15.3%	15.7%
鎌ヶ谷市	109,577	42,117,309	1,752,195	6,839,926	16.2%	16.7%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (人) A	給与費				1人当たり 給与費 B/A (千円)	類似団体平 均1人当 り給与費
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	計 B (千円)		
5年度	1,087	3,976,353	1,096,558	1,667,532	6,740,443	6,201	6,591

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み。

本市では、過去の人口急増期に職員を大量に採用し、職員の年齢構成が国と異なる等により、ラスパイレス指数が100を超えています。また、学歴に関係なく、職員本人の意欲や人事評価の結果、職務遂行能力に応じて部・課長に昇任させているため、高校・短大卒の職員に係るラスパイレス指数が特に高い水準となっています。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し [実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合にはその理由））

改定実施時期	平成28年4月1日
実施内容	給料表の見直しについては、給料月額を平均2.1%引き下げました。 激変緩和のため、2年間（平成30年3月31日まで）経過措置（現給保障）を実施しました。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

国基準6%に対し、流山市においては7.3%を支給。（令和6年度）

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施しました（平成28年4月1日実施）。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均給与月額 (国比較ベース) (円)
流山市	38.5	307,803	397,389	361,465
我孫子市	40.1	314,040	400,908	-
野田市	42.6	324,680	400,775	-
柏市	39.0	304,485	383,973	-
松戸市	41.8	315,809	423,955	-
鎌ヶ谷市	41.4	300,193	392,500	-
千葉県	40.1	306,266	411,429	-
国	42.1	323,823	-	405,378
類似団体	42.1	321,107	424,344	381,974

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (A) (円)	平均給与月額 (国比較ベース) (円)	対応する 民間の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (B) (円)	A/B
流山市	50.7	66	316,197	375,560	348,518	-	-	-	-
うち学校給食員	54.5	17	352,076	394,417	386,129	飲食物調理従事者	45.2	264,700	1.49
うち清掃職員	50.6	21	320,695	420,716	356,450	廃棄物処理業	47.7	314,900	1.34
我孫子市	55.5	21	365,324	433,537	-	-	-	-	-
野田市	57.5	37	307,802	354,565	-	-	-	-	-
柏市	57.8	76	318,629	376,258	-	-	-	-	-
松戸市	55.8	191	290,494	338,911	-	-	-	-	-
鎌ヶ谷市	56.1	4	382,372	424,621	-	-	-	-	-
千葉県	51.7	287	296,294	355,777	-	-	-	-	-
国	51.2	1,829	288,144	-	330,553	-	-	-	-
類似団体	52.4	91	322,604	385,796	363,860	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C) (円)	民間 (D) (円)	C/D
流山市	-	-	-
うち学校給食員	6,485,298	3,501,400	1.85
うち清掃職員	6,735,548	4,376,300	1.54

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（後日公表）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③消防職

区分	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
流山市	35.2	284,784	388,511
我孫子市	36.9	295,834	391,902
野田市	35.2	284,167	385,420
柏市	37.3	301,468	402,108
鎌ヶ谷市	38.3	307,770	393,000
類似団体	39.0	311,067	418,722

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		初任給(円)
一般行政職	流山市	大学卒
		202,400
	千葉県	高校卒
		170,900
	国	大学卒
		202,400
技能労務職	流山市	高校卒
		170,900
	千葉県	高校卒
		166,600
	国	大学卒 総合職
		200,700
	国	大学卒 一般職
		196,200
	国	高校卒 一般職
		166,600

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在) 単位:円

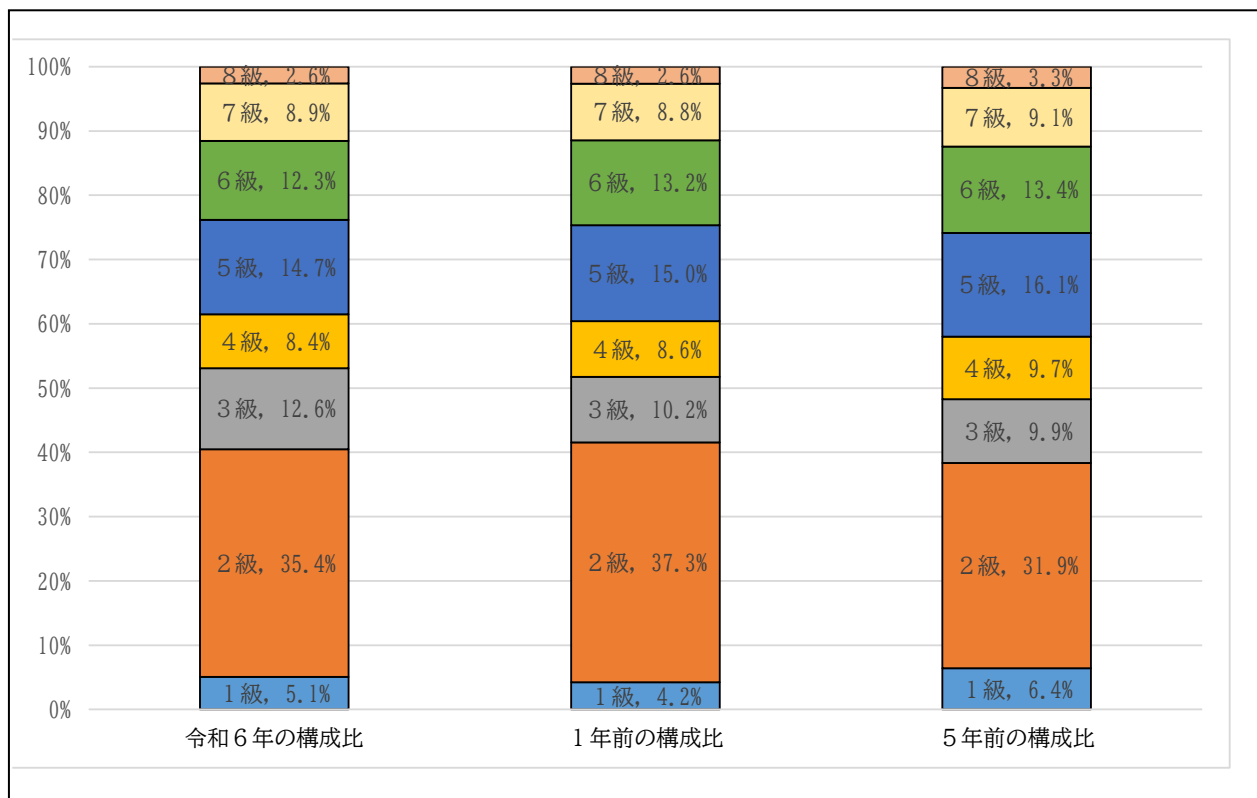
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	流山市	大学卒	263,850	383,109	407,086
		高校卒	430,783	403,800	368,000
技能労務職	流山市	大学卒	319,300	366,300	368,000
		高校卒	330,233	363,425	392,540
消防職	流山市	大学卒	355,700	438,000	434,400
		高校卒	237,300	330,233	363,425

3 一般行政職の級別職員数等の状況

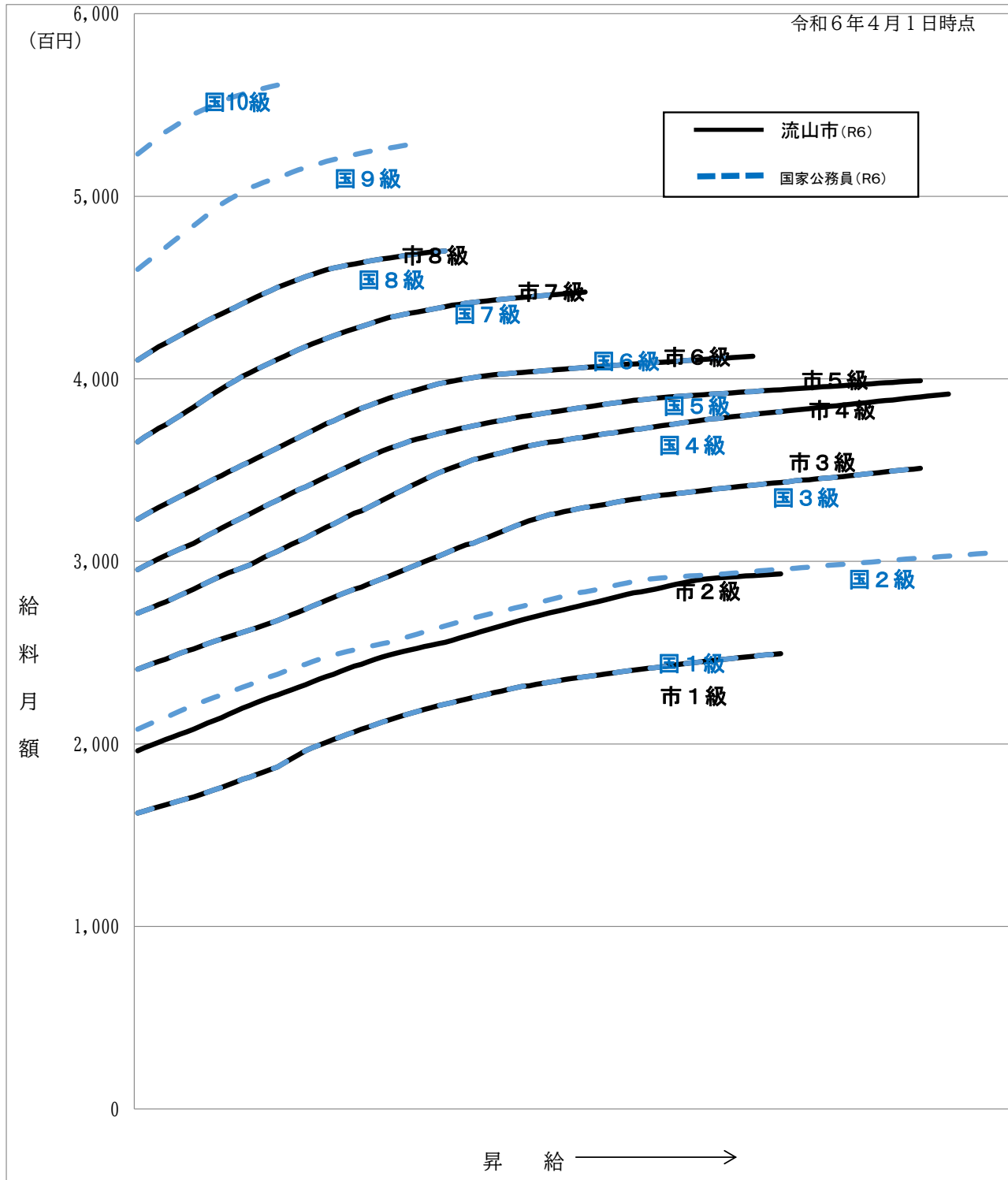
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比	1号給の給料 月額(円)	最高号給の給料 月額(円)
1級	事務員/技術員	29	5.1%	162,100	249,400
2級	主事/技師	202	35.4%	196,200	293,200
3級	副主査/主任主事/主任技師	72	12.6%	240,900	351,000
4級	主査	48	8.4%	271,600	391,600
5級	係長/主任主査	84	14.7%	295,400	399,000
6級	課長補佐	70	12.3%	323,100	412,300
7級	次長/課長	51	8.9%	365,500	447,500
8級	部長/事務局長	15	2.6%	410,300	470,000
合計		571	100.0%	-	-

- (注) 1 流山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 構成比の合計は端数処理の関係上100%にならない場合があります。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の反映状況（一般行政職）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
ロ	標準の区分のみ（一律）				
	人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和5年度）

区分	流山市	千葉県	国
1人当たり平均支給額（円）	1,446,817	-	-
期末手当支給割合（月分）	2.45 (1.375)	2.45 (1.375)	2.45 (1.375)
勤勉手当支給割合（月分）	2.05 (0.975)	2.05 (0.975)	2.05 (0.975)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算7～20%	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算5～20% 管理職加算15%、25%	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

（注）1人当たりの平均支給額は、特別職3人を除きます。

○勤勉手当への人事評価の反映状況（一般行政職）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	○
	上位、標準の成績率		○		
	標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

区分	流山市		国	
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）	
1人当たり平均支給額	1,210,000円	22,154,000円	-	-

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「勸奨認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	322,941,462円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	270,470円
支給対象地域	全地域
支給割合	7.3%
支給対象職員数	1,194人
国の制度（支給割合）	6.0%

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)	17,734,371円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	80,979円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)	17.8%
手当の種類 (手当数) (令和6年4月1日現在)	19手当

手当の名称	主な対象職員及び支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価	
徴収手当	市税の滞納整理又は国民健康保険料、し尿の汲取り手数料若しくは市営住宅の家賃等の徴収に従事した者	42,200円	日額	400円
税務調査手当	市税の課税調査に従事した者	178,600円	日額	400円
用地交渉手当	用地交渉の業務に従事した者	25,200円	日額	450円
電気等主任技術者手当	電気主任技術者又はボイラータービン主任技術者である者	60,000円	月額	5,000円
病虫害防除等手当	病虫害の防除作業に従事した者	0円	日額	330円
火災出動手当	消防職員で火災・救助のため出動した者(高所作業手当の支給対象となる者を除く。)	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	機関員である者	63,700円 1回 650円
			機関員でない者	103,000円 1回 500円
		上記以外の時間の出動	機関員である者	183,560円 1回 520円
			機関員でない者	317,600円 1回 400円
救急出動手当	消防職員で救急のため出動した者	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	機関員である者	1,033,600円 1回 320円
			機関員でない者	1,629,500円 1回 250円
		上記以外の時間の出動	機関員である者	2,346,500円 1回 260円
			機関員でない者	3,676,600円 1回 200円
救急救命士手当	消防職員で救急救命処置に従事する者	1,835,161円	月額	5,000円
高所作業手当	消防職員で地上10メートル以上の高所において消火若しくは救助の作業又は高度な訓練に従事した者	消火又は救助の作業に従事した者	午後8時から翌日の午前6時までの間の出動	3,400円 1回 680円
			上記以外の時間の出動	1,650円 1回 550円
		高度な訓練に従事した者		75,625円 日額 550円
危険手当	人体に危険を及ぼす業務に従事した者	0円	日額	500円
災害等危険作業手当	震災、風水害の警戒、応急・復旧措置並びに救難、事故処理等の危険な業務に従事した者(防疫手当及び清掃業務手当の支給対象となる者を除く。)	28,000円	日額	350円
行旅病人取扱手当	行旅病人の取扱いをした者	0円	1件	1,500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いをした者	0円	1件	3,000円
社会福祉手当	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条に定める者	1,911,840円	月額	4,200円
防疫手当	防疫業務に従事した者	0円	日額	330円
	新型コロナウイルス感染症対策に係る業務	3,000円	日額	3,000円
	新型コロナウイルス感染症対策に係る業務(身体接触又は長時間)	104,000円	日額	4,000円
清掃業務手当	清掃作業の自動車の運転に従事した運転士	0円	日額	280円
	塵芥処理に従事した機械管理員又は作業員	3,273,050円	日額	550円
	し尿処理に従事した機械管理員	531,300円	日額	550円
特殊車両等運転手当	トラクター、ショベルカー、ロードローラー又はブルドーザー等の特殊車両(以下「特殊車両」という。)の運転に従事した者	0円	日額	530円
	本務として乗車定員30人以上又は最大積載量6,500キログラム以上の自動車(以下「大型自動車」という。)の運転に従事した者	0円	日額	330円
	本務として自動車(特殊車両及び大型自動車を除く。)の運転に従事した者	55,125円	日額	250円
廃棄物処理施設技術管理者手当	廃棄物処理施設技術管理者である者	120,000円	月額	5,000円
臨時運転手当	自動車の運転を本務としない者で専任の運転士に代わって土木作業用又は清掃作業用自動車を運転した者	72,160円	日額	220円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	264,598,563円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	273,628円
支給実績（令和4年度決算）	244,951,304円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	255,957円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	流山市における手当の内容及び支給単価	国の制度と内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	○配偶者6,500円 ○配偶者以外の扶養親族 子 10,000円 子以外 6,500円 （16歳～22歳の子1人につき、 5,000円加算）	同じ	92,491,548円	232,391円
住居手当	借家の場合（家賃16,000円を超える場合に限り）家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	87,941,569円	315,203円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6か月を超えない期間で低廉な定期券・回数券等の価格を一括支給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて5,100円～32,830円を支給	○電車・バスを利用する場合 月額55,000円を限度として、6か月を超えない期間で低廉な定期券・回数券等の価格を一括支給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～31,600円を支給	112,908,561円	125,315円
管理職手当	○5級～8級の管理職に支給 8級（部長相当職） 87,800円 7級（課長相当職） 69,700円 6級（課長補佐相当職） 56,300円 5級で管理職である者（指導主事、管理主事） 48,500円	○管理又は監督の地位にある職員の官職のうち、規則で指定する官職を占める職員に対し支給 ○俸給の特別調整額における職務の級や区分に応じて46,300円～139,300円を支給	165,652,138円	739,518円
休日勤務手当	○祝日に勤務した職員に通常の時間単価に135/100を乗じた額を支給 ○年末年始に勤務した職員に通常の時間単価に150/100を乗じた額を支給	○祝日及び年末年始に勤務した職員に通常の時間単価に135/100を乗じた額を支給	58,259,567円	273,519円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時～翌日午前5時）に勤務した職員に通常の時間単価に25/100を乗じた額を支給	同じ	7,565,564円	46,991円
管理職員特別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要等により平日深夜（午前0時～午前5時）又は週休日等に勤務した場合に支給 ○週休日等の場合 勤務1回につき、職務の級に応じて4,000円～10,000円（6時間を超える勤務は5割増） ○平日深夜の場合 勤務1回につき、職務の級に応じて2,000円～5,000円	○俸給の特別調整額の区分等に応じて、週休日等の勤務については勤務1回につき6,000円～18,000円（6時間を超える勤務は5割増）、平日深夜については3,000円～6,000円を支給	3,513,000円	39,033円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等					
		流山市	我孫子市	野田市	柏市	松戸市	鎌ヶ谷市
給料	市長	926,500円	874,000円	972,000円	974,900円	1,050,000円	900,000円
	副市長	800,000円	747,000円	831,000円	801,400円	860,000円	780,000円
報酬	議長	547,900円	540,000円	547,000円	677,600円	720,000円	505,000円
	副議長	488,100円	480,000円	492,000円	605,600円	660,000円	455,000円
	議員	458,250円	450,000円	450,000円	585,300円	590,000円	430,000円
区分		支給割合 (令和5年度)					
期末手当	市長	4.45 月分					
	副市長	4.45 月分					
	議長	4.30 月分					
	副議長	4.30 月分					
	議員	4.30 月分					
区分		算定方法		1 期の手当額		支給時期	
退職手当	市長	給料月額×在職月数×0.35		15,565,200円		任期毎	
	副市長	給料月額×在職月数×0.25		9,600,000円		任期毎	

（注）退職手当の「1 期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

区分		給料月額等（円）	
		（参考）類似団体における最高/最低額	
給料	市長	1,130,000	/ 643,500
	副市長	930,000	/ 750,000
報酬	議長	724,000	/ 463,000
	副議長	660,000	/ 420,000
	議員	606,000	/ 400,000

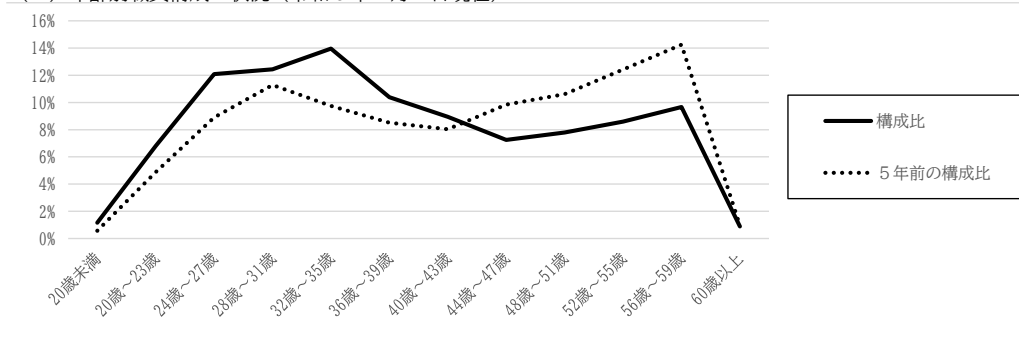
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（令和6年4月1日現在）

区分			職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	11人	10人	▲ 1人	期限付業務終了
		総務	164人	170人	6人	住基窓口業務機能強化 等
		税務	56人	57人	1人	固定資産税業務体制強化
		労働	0人	0人	0人	
		農水	10人	11人	1人	農業委員会事務局体制強化
		商工	14人	15人	1人	労政管理業務体制強化
		土木	111人	110人	▲ 1人	
		計	366人	373人	7人	<参考>人口1万人当たりの職員数 17.7人
	部福祉	民生	261人	288人	27人	課の新設 等
		衛生	103人	96人	▲ 7人	室の廃止 等
		計	364人	384人	20人	
	一般行政計		730人	757人	27人	<参考>人口1万人当たりの職員数 35.9人 類似団体人口1万人当たりの職員数 45.1人
	教育部門		144人	140人	▲ 4人	再任用職員の勤務形態変更
消防部門		213人	214人	1人	消防体制強化	
小計		1,087人	1,111人	24人	<参考>人口1万人当たりの職員数 52.7人 類似団体人口1万人当たりの職員数 61.3人	
公営企業等 会計部門	水道		17人	18人	1人	水道事業体制強化
	下水道		16人	16人	0人	
	その他		62人	62人	0人	
	小計		95人	96人	1人	
合計 [条例定数]			1,182人 [1,368人]	1,207人 [1,368人]	25人	<参考>人口1万人当たりの職員数 57.3人

※人口1万人当たりの職員数は、令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口に基づくものです。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6	86	142	176	156	167	103	85	79	87	92	28	1,207人
内訳													
男性	6	58	91	107	91	87	71	52	53	60	61	25	762人
女性	0	28	51	69	65	80	32	33	26	27	31	3	445人

(3) 職員数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間	
							増減数	増減率
一般行政	678人	678人	690人	720人	730人	757人	79人	11.7%
教育	126人	134人	132人	137人	144人	140人	14人	11.1%
消防	192人	199人	206人	212人	213人	214人	22人	11.5%
普通会計計	996人	1,011人	1,028人	1,069人	1,087人	1,111人	115人	11.5%
公営企業等会計	82人	91人	89人	93人	95人	96人	14人	17.1%
総合計	1,078人	1,102人	1,117人	1,162人	1,182人	1,207人	129人	12.0%

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7. 公営企業職員の状況

(1) 水道・下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

事業	区分	総費用 A (千円)	純損益又は実質収 支 (千円)	職員給与費 B (千円)	総費用に占める職員 給与費比率 B/A (%)	(参考) 4年度の総費用に 占める職員給与費 比率 (%)
水道事業	令和5年度	3,018,992	668,187	103,702	3.4	3.4
下水道事業	令和5年度	3,580,193	212,662	74,927	2.1	1.9

事業	区分	職員数 A (人)	給与費				1人当たり 給与費 B/A (千円)
			給料 (千円)	職員手当 (千 円)	期末・勤勉手当 (千 円)	計 B (千円)	
水道事業	令和5年度	19	71,151	15,327	30,080	116,558	6,135
下水道事業	令和5年度	18	60,915	14,718	25,836	101,469	5,637

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費には、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、上下水道事業管理者、会計年度任用職員は含みません。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢 (歳)	基本給 (円)	平均月収額 (円)
水道事業	41.4	328,472	538,427
下水道事業	44.4	287,433	451,601
団体平均	水道事業	45.8	508,691
	下水道事業	44.5	501,579

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

	水道事業	下水道事業
1人当たり平均 支給額（令和5 年度決算）	1,583,160円	1,435,317円
令和5年度支給割合 (再任用職員)	期末手当 2.45 月分 (1.375 月分)	勤勉手当 2.05 月分 (0.975 月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算7%～20%（令和5年 度）	職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算7%～20%（令和5年 度）

- (注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

	水道事業		下水道事業	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加 算措置	定年前早期退職特例措置（2%～ 20%加算）		定年前早期退職特例措置（2%～ 20%加算）	
1人当たり 平均支給額	-	-	-	-

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	10,293千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	278,186円
支給対象地域	全地域
支給割合	7.3%
支給対象職員数	37人
一般行政職の支給割合	7.3%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

区分	全職種
支給実績（令和5年度決算）	64,000円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	21,333円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	8.1%
手当の種類（手当数）	5

手当の名称	主な対象職員及び支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価	
電気主任技術者手当	自家用電気工作物主任技術者である者	-	月額	5,000円
水道技術管理者手当	水道技術管理者である者	60,000円	月額	5,000円
危険手当	人体に影響を及ぼす勤務に従事した者。ただし、機械管理員がその本来業務において人体に危険を及ぼす業務に従事する場合を除く	-	日額	300円
緊急業務手当	勤務時間外の緊急事故処理に出勤した者	4,000円	1回	2,000円
徴収手当	公共下水道の使用料等の徴収に従事した者	-	日額	400円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	3,080千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	106千円
支給実績（令和4年度決算）	3,041千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	53千円

（注） 令和5年度の時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	流山市における手当の内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績（令和5年度決算）（千円）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）（円）
扶養手当	○配偶者6,500円 ○配偶者以外の扶養親族 子 10,000円 子以外 6,500円 （16歳～22歳の子1人につき、5,000円加算）	同じ	3,047	253,939
住居手当	借家の場合（家賃16,000円を超える場合に 限る）家賃の額に応じて28,000円を限度に 支給	同じ	3,300	299,959
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6か月を超えない期間で低廉な定期券・回 数券等の価格を一括支給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて5,100円～32,830円を支給	同じ	3,329	97,912
管理職手当	○6級～8級の管理職に支給 8級（部長相当職） 87,800円 7級（課長相当職） 69,700円 6級（課長補佐相当職） 56,300円	同じ	5,887	735,900
休日勤務手 当	○祝日に勤務した職員に通常の時間単価に 135/100を乗じた額を支給 ○年末年始に勤務した職員に通常の時間 単価に150/100を乗じた額を支給	同じ	19	19,374
夜間勤務手 当	正規の勤務時間として深夜（午後10時～翌 日午前5時）に勤務した職員に通常の時間 単価に25/100を乗じた額を支給	同じ	0	0
管理職員特 別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要等により平 日深夜（午前0時～午前5時）又は週休日 等に勤務した場合に支給 ○週休日等の場合 勤務1回につき、職務の級に応じ4,000円～ 10,000円（6時間を超える勤務は5割増） ○平日深夜の場合 勤務1回につき、職務の級に応じ2,000円～ 5,000円	同じ	0	0